○国土交通省告示第千百二十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月十五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小兼久川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

沖縄県国頭郡大宜見村

字大兼久大兼久

三二七番一地先河川敷　一号

三二六番一地先河川敷　三号及び四号

二六六番三地先河川敷　二十一号

二六七番地先道路敷　二十二号

三二四番　二十三号

三二六番一　二十四号及び二十五号

三二六番二地先河川敷　二十六号

三二七番一　二十七号

字大兼久小兼久

三三九番　二号

二三九五番地先道路敷　五号

三九五番　六号及び七号

三九六番　八号

四〇〇番　九号

字大兼久黒石

五三〇番　十号

五一六番　十一号

四八五番　十三号

四八八番　十四号

六三二番　十九号

六二六番　二十号

字大兼久仲山

八一二番　十五号

八一九番　十六号

七七六番地先道路敷　十七号

字大兼久草戸

六五一番　十八号

字饒波苗代

二三九〇番　十二号

○国土交通省告示第千百二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月十五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

惣辺川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から百十号までを順次結んだ線及び標柱一号と百十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千百五十八号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

青森県十和田市大字奥瀬

字高崎国有林

三八林班　ろ小班　一号及び二号

い$_{3}$小班　三号から十四号

い$_{2}$小班　十五号から二十八号

四一林班　ろ$_{1}$小班　二十九号から四十六号

四二林班　へ小班　四十七号から七十三号

と小班　七十四号

字惣辺山国有林

四六林班　ろ小班　七十五号及び百十号

い小班　七十六号から百九号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東湖南沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県十和田市大字奥瀬字宇樽部国有林

六五林班　い$_{1}$小班　一号から三十二号

○国土交通省告示第千百二十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月十五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小木川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県鳳珠郡能登町字小木

へ字　一四番一　一号及び二号

五番　三号から六号

四番　七号及び八号

一番　九号

ハ字　二三番一　十号

二〇番丁　十二号

一九番乙　十三号から十五号

一八番三　十六号から十九号

一八番四　二十号

三字　六番乙　十一号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滝

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県加賀市山中温泉中津原町

イ　二八番　一号及び十九号

二九番　二号

三二番　三号から五号

三五番　六号

三六番　七号から十号

二四番　十一号

二五番　十二号から十四号

二六番　十五号及び十六号

二七番　十七号及び十八号

○国土交通省告示第千百二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月十五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

松峰川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長崎県長崎市為石町

字松峰　一七九〇番　一号

字柳原　一六七四番一　二号及び三号

一六七八番二　四号

一六八三番三　五号

一六八三番七　六号

一六八三番一　七号

一六八一番　八号

一六八五番　九号

一六九五番一　十号

一六八七番　十一号

一六九二番一　十二号から十五号

一六九一番一　十六号から十八号

一六九〇番二　十九号

一六五〇番二　二十号及び二十一号

一六五三番一　二十二号及び二十四号

一六七七番一　二十三号

一六七三番　二十五号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

水頭川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地（昭和六十年建設省告示第百三号で指定した土地の区域を除く。）

長崎県長崎市上戸石町

九一〇番一及び九一〇番二

九一一番

九一三番一から九一三番三

九一五番二から九一五番五

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長崎県長崎市上戸石町

七六九番三　一号及び二十六号

七七〇番　二号及び二十四号

七七一番　三号

七七二番　四号

七七七番　五号

七九八番　六号

八〇七番　七号

八一五番二　八号、十六号及び十七号

八一五番一　九号及び十五号

八一八番　十号